

(仮称)福島北風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見なし	

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
景観	<p>当該事業は、信夫山、弁天山、愛宕山の山頂や展望台の付近、国道399号沿いの摺上川ダム(茂庭地区景観住民協定の区域)、公園各所など事業・実施区域が観測可能な眺望ポイントが広く存在し、市内の良好な農山村風景への影響も懸念される。</p> <p>景観への影響については、フォトモンタージュなどを活用し詳細に検討すること。</p> <p>また、今後の方法書、準備書の手続きにおいては、視覚的に分かり易い資料作成に心がけ、地域住民だけでなく広く市民からの十分な合意形成が図れるよう努めること。</p>	都市計画課 飯坂支所

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
動物・生態系	希少種に限らず、種と生態系の多様性に配慮し、開発区域ならびその周辺に対する重大な影響を回避、低減するよう環境保全措置を講ずること。	環境課
騒音、及び超低周波	施設の工事中、供用中において騒音により周辺住民の生活環等を損ねる事が無いよう、設置場所、発電機について十分検討し選定すること。また、調査・予測・評価を適切に実施し、環境保全措置に反映すること。	
水環境	本事業が、摺上川流域の健全な水循環(涵養・流水・水質保全など)を阻害することが無いよう事業計画に配慮すること。 また、工事中、供用中の油類、塗料、農薬、薬品等の河川への流出、地下浸透を含む水質事故に対して万全の備えをし、水質事故時には、速やかに当市への報告と対策を行うことを確約すること。	
水環境	茂庭地区簡易水道水源保護地域は、福島市上水道(茂庭地区)の水源であり、同地域に隣接する焼松山浄水場から茂庭地区の市民約400人へ供給する唯一の水源である。 同浄水場は事業実施想定区域から約1.5kmに位置することを認識し、水道事業に支障が無いよう配慮すること。	水道局 営業企画課
廃棄物	茂庭地区から工事車両等の搬入道路の整備(拡張)が予定されている。 通行量の少ない整備された山間部の道路沿いは不法投棄の温床となるおそれがあることから、工事中はもちろんのこと、工事完了後においても事業者の責任において不法投棄防止対策を講ずること。	廃棄物対策課
教育環境の確保について	近隣の学校の教育環境への影響がないように願います。 例えば、設備の騒音や影による日照等学校の教育活動への影響や工事車両等の往来による危険の増大など児童生徒・教職員・保護者・地域住民の安全面について、問題が生じないよう願います。	学校教育課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	<p>事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p>	関係各課共通
	<p>事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。</p>	

3 防災上の意見、指導、協議すべき事項、その他の意見

その他	福島市の意見	提出課
<p>防災上の意見・協議・指導事項等について</p>	<p>近年、従来の想定を超える局地的大雨や台風などが頻発し、法定外水路や河川での土砂堆積・洗掘・溢水、土砂災害等の事例が報告されています。</p> <p>県が指定する山地災害危険地区ではありませんが、計画地より西側には農地等が広がっているため、雨水や土砂の流入による営農への支障や水害等が起こらないよう、異常豪雨等も想定した最大限の対策を計画し、災害の発生する危険性がある場合には、調整池、沈砂池等を設置の上、適正な維持管理を行い安全対策を施すこと。</p> <p>特に、沢・水路の下流域には、農業用水路として利用されているため、事前に排水計画を作成し、河川課、農林整備課と協議し、地元関係者には十分に説明、合意形成を図って下さい。</p> <p>また、計画検討地の一部に農業振興地域の農用地区域の土地が含まれている恐れがありますので、確認等の対応をお願いします。</p>	<p>農業企画課 農林整備課 農業委員会 河川課</p>
	<p>都市計画区域外であり福島市での計画面積が1haを超えるため、主たる建築物がある場合は、都市計画法29条申請(開発許可申請)が必要となりますので開発建築指導課へ協議願います。</p> <p>また、開発許可が不要な場合であっても工事中並びに全体計画について下流域における雨水被害防止のため雨水抑制施設の設置などの流量増対策を要望します。</p>	<p>開発建築指導課</p>
	<p>土砂災害防止法で指定されている箇所および福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p>	<p>河川課</p>
	<p>配慮書に示された搬入路は、樹園地等があり営農者が往来しているほか、鳥獣害業務でも同じ道路を活用している。</p> <p>当該道路は、路幅が狭いので、路面修復や刈り払い、待避所の確認やカーブミラー等の点検などの実施について協議し、往来に支障がでないよう配慮願いたい。</p>	<p>農業企画課</p>
	<p>搬入路について、仮に399号線を通り北側のルートを搬入路として選択した場合は、市道田畑2号線の一部拡幅と思われるが、当初は林道して整備された道路であり、路盤構成が脆弱なことから、地形、地質を十分に調査し、線形等について安全対策も含めて道路管理者(飯坂支所)と協議すること。</p> <p>また、当該路線は、一部除雪委託路線となっているが、施設設置予定地までの大部分の区間は除雪委託路線から外れることから、冬季間に搬入する場合は自主的な除雪について検討すること。</p>	<p>道路保全課</p>

その他	福島市の意見	提出課
防災上の意見・協議・指導事項等について	<p>火災危険性として、落雷による自然現象や、たばこの投げ捨て等の人的失火のリスクがあります。 大規模な林野火災を防ぐため、雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施し、火災リスクを極小化すること。</p>	消防本部警防課
	<p>風力発電の電気施設等には、消防活動時に感電事故などの二次災害の危険性があることから、有事の際、メンテナンス委託業者等が現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。</p>	
	<p>風力発電機等の輸送計画について、既設道路拡幅検討区域で市道を拡幅する際は、道路の線形、工事等の安全対策について道路を管理している飯坂支所経済建設係と協議願います。 また、道路の拡幅工事を含め、町内会・地元住民に事業内容を十分に説明し、理解と協力が得られるように事業を進めること。</p>	飯坂支所 路政課
	<p>道路拡幅工事及び工作物資材の搬入等における車両通行の際、交通法規を遵守し事故が発生しないよう注意すること。</p>	生活課

その他	福島市の意見	提出課
協議・指導事項等について	<p>法定外公共物(水路)上に風車等の構造物を設置しないこと。</p> <p>法定外公共物(水路)上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。</p> <p>法定外公共物(水路)等の改修を行う場合には協議すること。</p> <p>法定外公共物(水路)の境界については、工事着手前に確定すること。</p>	河川課
	<p>開発実施想定面積が約2,600haであることから、土地売買が生じた際は土地取引による届出(国土利用計画に基づく届出(都市計画区域外1ha以上))をすること。</p>	都市計画課
	<p>開発実施想定面積が約2,600ha、高さ147.3mあることから、景観条例に基づく届出(高さ10mを超える工作物及び土地の形質の変更が1haを超える場合)をすること。</p>	都市計画課
	<p>開発予定地は、森林法第5条に該当する森林が一部含まれていますので、事前に福島市農林整備課と協議を行うこと。</p>	農林整備課
	<p>当該地(拡幅道路含む)に農地がある場合は、農業振興地域の整備に関する法律の除外の手続きと併せて、事前協議を含めた農地法の規定による農地転用許可手続きを行うこと。</p>	農業委員会